

高野山における西行 (一)

——西行伝記研究 その三——

目次

- はじめに
- 一 勸進聖説の再検討 (以上前号)
- 二 西行と蓮花乗院との関係 (以下本号)
- むすび

目崎徳衛

二 西行と蓮花乗院との関係

1 蓮花乗院の創建と移建

本章においては、前章で保留しておいた五来重氏の西行勸進聖説の論点⑧をめぐって、詳細に検討を加える。五来氏は、「西行は高野山金剛峯寺と伝法院の和合談義所としてつくられた蓮花乗院の勸進では、勸進主任とでもいうべき地位で、治承元年に五辻齋院頌子内親王(鳥羽天皇皇女)にすすめて成功している。」と述べておられる(前章挙示の論点⑧)。これに対して石田吉貞氏は、この勸進は徳大寺家ならびに皇室との特殊な関係によるもので、「普通の勸進聖の仕事ではない」と反論された^②。ここでも両説は真向から対立するのであるが、ともに書物の性質上十分な論証がおこなわれていない。しかし蓮花乗院とその所領南部荘については、種々の豊富な史料があり、西行の高野山における生活の具体相を究明する最上の手掛りとなるから、煩をいとわず詳細に事実を追求し、その上で五来・石田両説の当否についても私の判断を示したいと思う。

叙述の出発点として、まず懐英の『高野春秋編年輯録』(大日本仏教全書所収)の該当記事を引用しておく。

(安元元年) 六月廿四日、五辻齋院是則鳥羽女院院二、下賜院宣、創造蓮花乗院、而為長日不断之談議所。

奉_レ追_レ薦 鳥羽仙院之御菩提。是以新割_三施齋院御領紀州南部荘内百斛米地_一、為_三仏餉燈油人供之依怙_一。奉行内坊、俗名左藤兵衛則清、西行也。此時住山、故有此標命一歌。山籠聖原、入寺寛懐、被_レ補_レ示断法会頭。○考、近年本寺末院依_レ騒動、伝法大会闕如、故有此興行者也。

○ (治承元年) 三月廿三日、円位大本房又号二、曳_三移蓮花乗院於壇上_一之。始在_三東別所丈六堂近辺、於寺院和談為_三本末立合之談議所。故令_三西行願_三五辻齋院_一移_レ之壇上_三六本寺百

八人、末院（八十人）初日、製三長日談議之置文^二、今日為三春日局命辰^二故也。

○（同年）五月十日、曳三宝幢院谷蓮花乘院堂^二移三壇上^一。是就三本末和談会合法問勤修之盟誓^二也。定三本寺僧百口末院八十口。

○先曳^レ院、
致引^レ堂、

○（同年）十一月九日、造三畢蓮花乘院^一、始三行伝法大会^一。是依三後白河法皇勸慮^二也。三月廿三日始嘗、六月十日上棟、落慶導師檢

校師、色衆是三十口上人。院使讀岐守古史失、名衆、國按、別記曰、即日始行伝法会、配文住心論第一、導師文信、唄士散花藤、問者嚴密房、答者讀岐中将時実教。密栢房檢校兩学頭一味和合十人。又供僧分修三阿陀陀法一座衆分中願三密印陀羅尼^一。

也。近世棟陀羅尼。

右の記事によれば、

① 安元元年（一七五）六月、五辻齋院の院宣によつて蓮花乘院が創建され、齋院領紀伊国南部莊内百石の地が寄進された。その奉行は円位大本坊すなわち西行であつた。

② 治承元年（一七七）三月、西行は東別所丈六堂近辺にあつた蓮花乘院を高野の中心なる壇上に移建し、五月、宝幢院谷にあつた蓮花乘院の堂を同じく壇上に移建した。壇上の蓮花乘院は十一月完成し、伝法大会がおこなわれた。

③ 蓮花乘院は本寺・末院の和合による長日不断の談義の場とされた。

ほほ以上の事実が明らかになる。これを現存史料によつて検討すると、まず①について高野山文書『宝簡集』二十三に左の二通の文書がある。

前齋院廳下 南部御庄政所

可^レ早寄^二進於高野山蓮華乘院^一当御庄内山内村田拾町事、

右、件御堂、為^二一鳥羽院御菩提^一、所^レ令^二建立^一御也、仍以^二件村所当地利^一、為^レ被^レ宛^二彼佛性燈油人供等^一、令

ニ寄進ニ者也、然者於三自今以後ニ者、縦為ニ庄役ニ、雖レ被レ宛ニ課、勅院事等、至于件村ニ者、更不レ可ニ支配ニ者、存ニ此旨ニ、永可レ為ニ彼御堂御領ニ之状、所レ仰如レ件、敢不レ可ニ違失ニ、故下

承安五年六月廿四日

宮内録 中原(花押)

別当少納言兼侍從藤原朝臣(花押)

河内權守紀朝臣(花押)

(平安遺文号
三六九四号)

かうやのれん花乗院に、みなへの庄なかくまいらせつ、つたはりきたるふみとも、みなとりくしてまいらす、すゑのよまで、つゆのわつらひあるへからず、とはの院又この庄つたへさせたまひたる、こ宮の御れうにも、かならず御くとくになるへし、こまかなる事は、あの御かたにかきて、くせさせ給へと申す、そのまゝにたかはすあるへきなり、

(同三六
九五号)

右二通の文書とくに前齋院廳下文によれば、承安五(安元元)年六月二十四日は南部荘内の田十町が蓮花乗院に寄進された日付であり、したがって創建はこの日よりも以前に開始されていたものと考えられる。別稿に論証したように(3)円位自筆書状の「蓮花乗院柱絵沙汰」を通説にいう治承四年から遡らせて承安四年におく田村悦子氏説には従えないので、この当初の規模を具体的に知る手段はない。ただそれが「東別所」あるいは「宝幢院谷」にあったという春秋の所説が確実な根拠あるものとすれば、同所は小田原聖教懐によつて開かれた念仏聖の本拠であるから、おのずから蓮

花乗院が当初は覺鑊によって勃興した真言念仏の系統に屬する堂宇であつたことを推察しうるであろう。和多昭夫氏は、「十二世紀以来学道論義を再興して、教団の隆盛と学侶の自覺の高揚をもたらしたのは覺鑊の大きな功績であつて、この結果、従来の教学の中心であつた大寺(中院)から独立して法談論義の根本道場としての蓮華乗院が建立された」と解しておられる。⁽⁵⁾

蓮花乗院創建の願主五辻齋院は、鳥羽上皇の皇女頌子内親王で、母は「左大臣実能公養女」であつた〔本朝皇胤。紹運録〕。

『今鏡』(御子たち第八)にはさらにくわしく、「また徳大寺の左の大臣実能の御娘とて、鳥羽の女院に侍ひ給ひけるも、女御子頌子生み給ひて、春日の姫宮と聞え給ふ。冷泉の姫宮と申すにや。その母を春日殿と申すなるべし。」とみえる。⁽⁶⁾

すなわち徳大寺実能の女で美福門院に仕えた女房春日局が、鳥羽院の寵を得て生んだのが頌子である。彼女は承安元年(一一七一)六月二十八日賀茂齋院に卜定されたが、〔賀茂齋、院記〕、間もなく生死を危ぶまれるほどの重病となつて〔玉葉承安元・八・十五〕退下したために、実質的には奉仕にいたらなかつた。

頌子が五辻齋院と呼ばれたのは五辻殿に住んでいたのであろうが、『玉葉』〔建久五・正・四・条〕に公家の御方違の場として五辻殿がみえ、「件所本、主春日局、於彼堂卒去云々」とあるによれば、五辻殿はもともと母の春日局の第宅であつた。

それ故五辻齋院の背後には母春日局の存在があり、蓮花乗院創建も実質的には母の意向によるものであつたことは、『宝簡集』二十三前齋院廳寄進状〔鎌倉遺文七二二号〕に、「件堂字者、去安元之比、故禪定大夫人〔春日局とみられる〕所レ令三章創二也」と述べられている通りであろう。

次に、蓮花乗院領に寄進された南部荘については、さいわいに故相田二郎氏の精細な研究があり、これを参照することができる。同荘は『倭名抄』にみえる紀伊国日高郡南部郷の後身で、所在は現在の和歌山県日高郡南部町に当る。その伝領関係については、『続宝簡集』九十六建久五年四月日の前齋院廳置文〔鎌倉遺文七三三号〕に比丘尼妙恵・花園左府・

伏見齋宮・鳥羽法皇・西御方の各忌日の御佛事用途料計二十三石(残り七十七石は長日兩界供養法并談義衆供料)が定められ、同承元二年九月日の蓮花乘院仏事相折帳(同(一七五九号))には右五名のほかに「御母儀」すなわち春日局と「五辻齋院」御万歳之後御遠忌」が追加されていることが注目される。相田氏はこれらの人々がみな領家とは断じられぬとしながらも、妙恵——花園左大臣源有仁——伏見齋宮守子内親王(有仁の妹)——五辻齋院の伝領関係を想定された。ただし尼妙恵について相田氏は不明とされたが、角田文衛氏は有仁・守子内親王とともに三宮輔仁親王の子である仁子女王に比定され、この人が春日局の母であつたらしいと述べられた。⁽⁸⁾これは従うべき推定と思われ、さらばむしろ妙恵は春日局ないし五辻齋院に直接南部荘を譲与した人物なのであろう。ともかくも元々は輔仁親王系に伝領された南部荘が五辻齋院領となり、その所当の一部が安元元年六月蓮花乘院に寄進されたものである。詳細な事情については後に触れることにする。

次に、『高野春秋』がこの堂塔建立と所領寄進を奉行した者として「円位大本坊」すなわち西行を挙げたのは、おそらく次節に引く『宝簡集』二十三安元三年六月二十二日春日殿御文(平安遺文(三七九七号))に、「大本はうのひしりの、おほせられをきたらん定」云々とみえるのを根拠としたものであろう。『源平盛衰記』巻八「讚岐院事」に、「出家入道して西行法師と云けるが、大法房円意と改名して」云々とみえ、また『尊卑分脉』には「法名円位号大宝坊又号西行」とみえ、法・宝・本は音相通するので、大本坊を西行に同定することができる。⁽⁹⁾西行は周知のごとくかつて徳大寺実能に仕え(古今著聞集(卷十五宿執))、『山家集』に、

齋院おりさせ給ひて本院のまへをすぎけるに、人のうちへいりければゆかしくおぼえて、ぐして見侍りけるに、かくやほありけむとあはれにおぼえて、おりておはしましける所へ、宣旨の局のもとへ申しつかはしける

1313 君すまぬみうちはあれてありすがはいむすがたをもうつつるかな

かへし

1314 おもひきやいみこし人のつてにせなれしみうちをきかむ物とは

という贈答がみえるのは、齋院退下直後の作と思われるから、西行は五辻齋院ないしは春日局に直接知遇を得ていたようである。それ故、西行が蓮花乗院創建や南部莊寄進に関与した直接の契機は、石田氏の指摘されたごとく西行と主家徳大寺家とのゆかりによるものと認むべきである。ただしそれが関与の必要条件であったとしても、はたして十条件であったか否かは別個の問題であるから、以下詳細に検討しなければならぬ。

以上、『高野春秋』の記事のうち①について概要を説明した。

2 長日談義とその意義

次は『高野春秋』の記事のうち②・③について検討する。

春秋によれば、蓮花乗院は治承元年東別所から一山の中心たる壇上に移建されたという。田村悦子氏(前掲論文)が、「この移建のことの拠り所が確実でなく」と言われたのは、高野山文書等の中にこの時製作されたと春秋の伝える「長日談義之置文」をはじめ、直接移建に触れた史料が現存しないことによるのであろう。しかし現に根本大塔のとなりの一段低い所に建てられている「大会堂」が蓮花乗院の後身であると伝えられている。また治承の置文こそ失われたとはいえ、蓮花乗院長日談義に関する鎌倉時代の史料は数多く、おのずから蓮花乗院が一山の重要な行事の場なることを示している。『統宝簡集』十八宝治元年六月日高野山住僧解状(大日本古文書 高野山文書)には、「蓮華乗院者、前齋院、安元年中、奉_三為 鳥羽法皇_二、建_三此仁祠_一、寄_三附当庄_二」(前掲)、即被_レ宛_三置_二仏聖人供_一、因_レ效、学衆百二十人、長日結番、

談三顯密二教之義理、修三瑜伽三密之觀行、加之、殊迎三每年夏天、相三当安居三之時分、始三自仲夏中旬、終至三季夏下旬、五十箇日、百二十人、皆悉集會、問答決疑、(中略)大師佛法相統來際、一向在_三此大会_三矣。」とみえる。すなわち蓮花乘院には「学衆百二十人」が「長日結番」して談義を活発におこなっていた。百二十人の数は『高野春秋』にいう「本寺百人末院八十人」と合わないが、『宝簡集』二十三承久三年九月二十一日東寺長者御教書(鎌倉遺文 二八三八号)にも「百廿口之学衆」とあり、以下後世に及んでいる。これは和多昭夫氏の所説によれば、「建久五年には本末の確執が再燃して末院僧の出仕がなくなった為、本寺僧百口の上更に二十口を加え、百二十口の僧によって談義が行われる様になった」ためである。

なお和多氏によれば、この蓮花乘院の談義には平素の稽古談義である長日談義と、晴れの出仕談義である伝法大会とがあり、毎年五月十一日から五十日間に行わられて行われる伝法大会を本会といい、これに出仕する学侶が会衆である。『統宝簡集』二十貞永元年六月日蓮花乘院伝法会制案には、右の夏安居五十箇日の伝法会における会衆の心得が詳細かつ厳密に定められている。また『宝簡集』三十七文永八年七月日金剛峯寺年預置文案(大日本古文書 高野山文書二)には、その一条に、

一 蓮花乘院学頭職事

右、仏法之紹隆專留_三于当院、左右方学頭同可_レ挑_三法燈_三、然者、尤以_三器量雖_レ可_レ撰補、多年之勞効不_レ可_レ點(感)而止、以_三折中之義_三、一人者可_レ用_三蓄古之仁_三、兩輩共無言者、精義誰人哉。

とみえ、百年を経て談義が幾分形式化しつつも、なおその命脈を維持しようとする努力がなされていたことが察せられる。故に下って南北朝に至っても、『宝簡集』二十三正平七年四月一日北畠親房蓮花乘院勸学料所寄進状(同上)には、安芸国海田庄地頭職を勸学料所に便補するに当って、「如_レ聞者、当院学業、殆為_三一山伝法之恵命_三」と認めているの

である。⁽¹³⁾

高野一山にとって蓮花乘院の長日談義はかくのごとき重要な法会であった。とくに創始当初におけるその意義の大きさは、平安末期における高野山の歴史を参照すれば十分納得されるであろう。そもそも撰関時代の焼亡以来衰微の極に達した高野山が、祈親上人定誓の登山、ついでその資明算の檢校によって再興の機運をみ、さらに覺鑊の活発な経営によって面目一新するに至ったことは、前稿にも触れたとおりである。⁽¹⁴⁾しかるに覺鑊の唱える真言念仏の教説と伝法院方の急速な台頭は本寺金剛峯寺方とはげしい摩擦を生じ、対立の極保延六年(一一四〇)覺鑊の根来への退散となった。しかし伝法院方はやがて山内で勢力を挽回し、覺鑊の寂後も金剛峯寺方との対立は激化するのみで、ついに仁安三年(一一六八)のいわゆる裳切騒動のごとき流血の不祥事を惹き起こすに至ったのである。⁽¹⁵⁾こうした険悪な情勢下において、「寺院和談」して「本末立会之談義所」を設け、「本寺僧百口・末院八十口」が「長日談義」ならびに「伝法大会」を行なったことは^(高野春)秋前引、文字通り画期的なことであった。したがって井上光貞氏も、

かくて覺鑊離山以後四十年、^(目崎注、安元元年高野方が伝法院方の堂舎の過半を焼いたこと)またもや両者の争いは再燃しはじめたのであるが、しかしここにいささか異様に感じられるのは、右の事件、^(治承元年)翌々年、その供養がなされたのを期に、両者の争いもしばらくその跡をたつにいたったことである。これは、この院がもともと両派立合の談義所として建立され、かかる調停が当を得ていたことと、また、反平氏の運動によって高野山のささえが動揺し、両派ともに共通の危機を自覚した結果であったものであろう。⁽¹⁶⁾

と述べて、その史的意義を強調しておられる。

3 南部荘経営への関与

以上、蓮花乗院の創建とその長日談義の高野山史における意義について述べたが、西行がこうした重要な事業に關与するに至った理由は何であろうか。前述のごとく五辻齋院とその母春日局が徳大寺家ゆかりの人であったことが直接の契機であったとしても、もし西行その人が堂塔の造営や莊園の経営等に能力を持たなかったならば、到底完遂できる任務ではなかったであろう。そこでさらに具体的に西行の關与の実態について検討しなければならぬ。

そもそも問題は、①蓮花乗院の造営および移建、②所領南部荘の寄進、③長日談義への關与の三点から成るのである(九¹⁷)。前二者については、西行が摂関家領田中荘の預所を歴代勤めた在地領主佐藤氏の出身であったことを想起する必要がある。西行は父康清の嫡男であるから、若年にして出家したとはいえ、内舎人・兵衛尉に任官していた八年間に、おそらく田中荘の莊務にも携わっていたと推定される⁽¹⁸⁾。また祖父季清が「造法勝寺行事」などを勤めた事実(除目大成抄)に徴して、義清も寺塔の造営等に当る機会があったにちがいない。つまり作事や莊務は西行にとっておそらく昔取った杵塚であった。

造営については、円位自筆書状に「蓮花乗院柱給沙汰能々可候」とみえる以外に所見がないが、南部荘については数点の有力な史料があるから、やや詳細に述べたい。まず『又統宝簡集』九十六の南部荘年貢請所注進案である。

南部御庄

注進 御年貢代々請所次第事

合

一 臥見宮御時、^(守子内親王)湛快僧都三百斛申請、令知行候畢、

一 五辻齋院御時、堪増別当与^(殿)湛盛別当兄弟相論之間、五百石進上仕候者ニ可給之由、依仰下候、二百斛加増五百斛、請見米三百斛、色代二百斛進濟畢、

一 湛増別当子息湛勝王法橋五百斛進濟畢、

一 湛盛播磨別当五百石進濟畢、

一 快実小松法印五百石進濟畢、

一 刑部僧正御房時者、一向沙汰ニ成候ニキ、

右、件御年貢次第、五代之間、見米三百斛、色代二百斛、合五百斛内、見米百石ハ、高野山蓮華乘院運上、所殘見米二百斛、色代二百石、齋院御方進濟也、此代々所進之状如此、若虚言偽申上候者、

奉始ニ上梵天帝釈四天王三界空居四禅八定天王天衆、下至^(六少)于率土之上若干大小諸神部類眷属、神罰ヲ沙汰人百姓等八万四千每^(六少)毛空、近者三日遠者七日内、可罷蒙候、仍申請起請文之状如件、

貞応元年七月十日

紀 貞守在判

紀 末利在判

高向是行在判

藤原助綱在判

紀 行元在判

年来公文僧西範在判

(鎌倉遺文
二九七七号)

この文書によれば、南部荘の下司職は年来熊野別当家に相伝されていた。伏見宮領の時には湛快が所当三百石で請負っていたが、五辻齋院領となつてから、湛増・湛盛兄弟が相論したために、領家はこれに乗じて見米三百石・色代二百石合計五百石に加徴して湛増に進済させ、以後、湛勝・湛盛・快実とこの職を継承することとなつたのである。⁽¹⁹⁾

つまり前引の承安五年前齋院廳下文にいう「庄内山内村田拾町」寄進とは、現実には熊野別当家の請料五百石中の見米三百石から百石を割いて運上されたもので、残りは従前のごとく領家五辻齋院へ送られたのであつた。相田氏は、「高野山は前齋院家の手を経てその請料なりを取得すべき筈なのに、しからずして下司から直接寺家へ納入せしめていた」という「特殊の事実」に注目し、その理由について、「この事實は南部荘と本家に当る高野山と、領家の所在地京都の地理的關係から考察すればかなりゆくのが至極当然のことであると認められるのである。普通の順序の如く、紀伊国にある南部荘から京都にある領家へ請料を運送し、その一部分を領家から又紀伊国にある高野山へ逆送することは不便なことであるといはなければならない。地理的關係からしてこの場合にはどうしても上述の如き特殊の事實が生じて来なければならなかつたものと思はれる。」と説明された。⁽²⁰⁾

つまり南部荘は莊園における請所の早い例であつて、熊野別当家の莊務権は強かつた。しかも湛増は源平合戦の際の活動ぶりから察せられるようにすこぶる野心満々の人物であるのに、⁽²¹⁾前引史料にうかがわれるように兄弟相論の結果色代二百石もの増徴に甘んじていたのだから、いわばその増徴のおこぼれともいふべき蓮花乗院進済分を円滑に運上するか否かは懸念される状況であつたろう。この状況を示すものとして、左の『宝簡集』二十三所収の「春日殿御文」という消息がある。いささか長文ではあるが、西行に関する数少ない史料の一つであるから、煩を厭わず全文を引用することにしたい。

⑦すへのよまで、たちろき候ましく候、又とかうさまたけわつらひなと候ましく候、⁽²²⁾大本はうのひしりの御は

う、よくくはからひおほせられをかせ給へし、

①みなへの本さう新さう、かうやのれん花せう院に、まいらせさせおハします、御ふみ御券とりくして、まいらせ

させおハします、大師いかにあはれとおもひまいらせさせおハしますらんとおほえ候、②大本はうのひしりの、おほせられをきたらん定にたかハす、うへのよまてあるへきなりとおほしめして候なり、③あまりことなるやうなれ

と、よにはさることのみいてき候めれば、心つきて申をき候なり、ねうはうの御こゝろは、人のしのまゝにおハしますことの、こゝろよりほかに候へハ、すへにもおもひかけぬ心したる御うしろみいてきて、あらぬやうにさたし

なして、ねんくはかりこそまいるへけれ、みさうをまいらせはなたせおハしますこと候へからすと申すこといにてこは、それをまたくもちゐられ候ましきことなり、人にとらせつる物をたに、とりかへすことやハ候、ましてほと

けにまいらせさせおハしましなるところに、さるさたあるへうも候はねとも、あまりしたゝめんれうに、かくかき候はんと申て、かき候なり、このうへは、つゆのゆるき候へからす、それにとり候て、よにおハしまさむほとは、

たうしまいらせはなたせ給ふことは、え候ましきなり、このみさうなと候はても、あしく候ひぬへければ、もしこ(例)とみさうなとしたゝまりて候はゝ、たうしもまいらせはなたれ候なん、又おハしまさゝ覽つきの日ハ、いかにもく

てらのさたにて候へきなり、わかみは候ましきよのことなれば、候をりによく申て、かきをきさふらふなり、

④又申をくへきこと候ひけり、くまのゝ権へたうたんそうしもつかさになり候ことは、あんより申させおハしまし

たりしかは、しもつかさにハなしたひて候なり、てらへまいりなんのちは、たれになさんとも、てらの御こゝろなり、たんそうなるへきゆへありてなりたるにハ候はぬなり、をやのへたうなりたりしかハとて、それをゆへにて、

あんにも申てさふらひしかハ、ゆへありなしによるへからす、あんより申させおハしましたりしことなれば、なし

たひて候なり、ほとへ候ひぬれば、あないしらぬ人にあひては、わかつたへしるへきたうりにて、院にも申て、な

りて候ひしそなと申なして、思ひかけぬ券めかしきものもとめいたして、うたへすることも候なり、したいはこの定なれば、よく／＼てらにも心えさせ給へとて、申をき候なり、あつかり(預)そしもつかさにつけても、むつかしきこと、いかにも候へからず、⑤とは院(鳥羽)の御れうによくしをかせおはしましぬれば、たい／＼のみかとも、たいしにおほしめさむることなり、をのつからすへよにみたらこといきて、てらのかたにも、又こと／＼にも、わつらハしきこともしあらんをりにハ、てらよりかみにうたへ申させ給へきなり、⑥おまへにてこらんせさせつゝ、かきて候なり、

安元三年六月廿二日

(奥裏)

「春日殿御文」

本文書は、仮りに段落を付ければ、①／＼⑦くらいになるが、文意はほぼ二つに区分される。

(平安遺文
三七九七号)

④(③の部分) わが亡き後に「すへにもおもひかけぬ心したる御うしろみ」が現われて、従来の百石分は運上を継続するが、南部荘そのものを高野山へ寄進することを拒むなどという事態になっても、それを御採用あつてはならない。

⑧(④の部分) 熊野権別当湛増の下司職は鳥羽院の補任によるもので、湛増に別の由緒があるわけではない。従つて寺領に寄進された場合、下司職の補任は寺家の心次第である。後日訴訟などに及ぶことがあろうとも、事実はこの通りで何も紛らわしいことはない。

以上のごとく、五辻齋院一期の後における南部荘そのものの蓮花乗院への寄進と、その際における下司職補任について、違乱なきよう配慮したものである。この点については、なお『宝簡集』二十三五辻齋院令旨に、

「齋院令旨宗仲奉」

南部御庄、御万歳之後可_レ被_レ付_二蓮花乘院事_一、全無異議、然者下司職、其時可_レ為_レ進_二止御山_一也、且聖靈御意趣候歟、而只遮被_レ進_二覽証文_一之条、物念為_二沙汰_一之由、依_二令旨_一執達如_レ件、

十一月三日

源 宗仲

逐申

油器 水瓶下_二遣之_一、

香呂 仏器事、先日不_レ令_レ申、然者此御使不_レ被_レ付也、逐猶可_レ有_二御沙汰_一候也、庄事沙汰者、可_二相尋_一候也、御年貢庄猶以之外候歟、

(鎌倉遺文
七二三号)

とあるものが参照される。この文書は年次不明で、『鎌倉遺文』は建久五年四月日付の前齋院廳置文の次に収めている。しかし、仏具を齋院から蓮花乘院に下し遣わしていることからみても、年代はもっと遡って蓮花乘院創建か移建の時に当てる方がよからうと思う。とすれば南部荘が五辻齋院「御万歳之後」に蓮花乘院に寄進され、下司職も寺家の進止たるべき事は、安元・治承当時すでに確定していたものと見てよい。一步進めて考えれば、おそらくこの令旨は安元の創建当時のもので、右の消息はこの令旨を前提としてさらに懇篤な配慮を示したものであろう。

このように考えてくると、消息の③の末に、「わか身は候ましきよのことなれば、候をりによく申て、かきをきさふらふなり」と老先短かきよしを記している点からしても、この置文とみるべき消息の筆者は、奥裏書にみえる通り五辻齋院の母春日局に相違ない。そして注目すべきは、ここに局が領家の意向として「大本はうのひしりの、おほせら

れをきたらん定にたかはず、すへのよまてあるへきなりとおほしめして候なり」(2)と強調し、また追而書⑦で、将来においても「大本はうのひしりの御はう、よくくはからひおほせられをかせ給へし」と重ねて要望していることである。こうした書きざまからすれば、西行はまさしく南部莊寄進を局に勸進した当事者であり、局なき後に起こるかも知れない五辻齋院の後見者や下司湛増の違乱を抑止すべき存在として、局から全幅の信頼を寄せられているのである。

そもそも西行は熊野別当家の人々とは相識の間柄であったと思う。西行はしばしば熊野に詣でたらしく、『山家集』には「八上の王子の花」をみての作(九〇)、「那智にこもりて瀧に入堂し侍りける」作(九三)等数首、『聞書集』にも「熊野御山」にての題詠(六五)がみえるし、さらに『新古今和歌集』(卷十八雑歌下)には、

寂蓮、人々勸めて百首歌よませ侍りけるに、いなびはべりて、くま野にまうでけるみちにて、ゆめに、なに事もおとろへゆけど、このみちこそよのすゑにかはらぬ物はあれ、なほこの歌よむべきよし、別当湛快三位俊成に申すとみはべりて、おどろきながら、この歌をいそぎよみいだしてつかはしけるおくに、かきつけ侍りける

西行法師

末の世も此の情のみかはらずとみし夢なくばよそにきかまし

とあるのをみれば、西行は湛増の父湛快と相識ではなかったかと思う。なぜならば、名のみ聞き伝えている人よりも一面識ある人の方が夢に出て来る確率ははるかに大きいであろうから。一方、湛増の名は『山家集』等にみえないが、彼は高野山往生院内に住房をもっていた点からしても、当然西行と接触があったであろう。その場合、かの荒法師の文竟にすら脱帽せしめた(井鞋)というほどの西行は、湛増と相對して五辻齋院家の付託に応えうるだけの器量をもっていたと推察できるのである。

ただし別稿に推定するように、西行は治承四年三月から同六月の間に京を去って伊勢に赴き、ふたたび高野山に入

らなかった。蓮花乗院の「柱絵沙汰」や日前宮造宮役の免除に奔走しながら三十年來関係した高野に訣別したことは、まことに唐突の観があり、何らかの隠れた事情が想像される。それが蓮花乗院・南部荘の経営についての行き詰りであったのか、またはこうした俗事にあくせくすることに堪えがなくなったのか、はた又暗雲とみにただだよう時局のためか、具体的に把握することは困難であるが、いずれにせよ全く無関係であったとは思われぬ。⁽²⁴⁾

4 西行と明算

以上、南部荘経営への西行の関与について述べたが、次に長日談義と西行と関係について考察しよう。第一節で触れたように、蓮花乗院ははじめ高野の密教々々の中心であった中院に対する覚鑊の徒の教学の根本道場として建立され、次いで壇上に移されて本寺・末院和合による長日談義の場となった。西行は蓮花乗院でおこなわれる談義や伝法大会そのものには無論加わらなかったとしても、肝腎の舞台装置の創建から移建までを勸進した張本人であるから、対立する本寺・末院両勢力から和合の仲介者として全幅の信頼を寄せられていたにちがいない。その直接の理由は西行の手柄にあったとしても、彼の中立性を保証する何らか特別な契機がなかったであろうか。

この場合、西行は『山家集』の作品からしても「西行」という法号からしても念仏行者であったことは明らかだから、大伝法院方に親近感をもたれていたことは推察に難くないが、金剛峯寺方からどのような者と目されていたかが問題である。この点について想起されるのは、ほかならぬ中院の開基であり密教々々中興の祖として敬重されていた中院阿闍梨明算が、紀伊國田中荘佐藤氏の出身つまり西行と同族だったことである。もしこれが金剛峯寺方に熟知されていたならば、それは西行への信頼を生むに十分な理由となったと思う。明算については前稿以後の調査によつて

得た知見も多いので、あらためてその佐藤氏および田中荘との関係について詳述しておきたい。

明算の伝についてまず参照すべきものは『元亨釈書』である。同書巻四(三懸解)に、

釈明算。姓佐藤氏、紀州神崎人。年十一登高野山、翌歲雜染、隨成尊法師學秘密法。初金剛峯寺、自從嘗構之始、至此已二百餘歲、院宇廢頽、密学疎荒。算慨念持明之宗、依正俱替、苦修勵学、度邁倫儔。未終三十年、兩部職位、諸尊軌儀、無不貫穿。南嶺密業再興者、世推力於算。嘉承元年十一月十一日寂、年八十六。

とみえる。ここに明算が紀州神崎の佐藤氏の生れで、十一歳にして高野山に登り、翌年得度した後、醍醐寺の成尊に就いて小野流の密教々学を学び、山に帰って十年足らずの中に荒廃した高野を復興したことが述べられている。かく明算は小野流より出て別に一家をなし、門業は一山に栄えたのであるが、その活動は教学面にとどまるものでなく、寛治二年(一〇八八)白河上皇登山の際置かれた三口阿闍梨の一人となり(高野山奥院興廢記)、また維範に代って高野山検校に選ばれ(又統宝簡纂九十四)奥院拜殿や根本大塔の造営を成就するなど、寺院経営の手腕にも見るべきものがあつた。(大日本史料三ノ一寛治二年二月二十二日、同三ノ四承)井上光貞氏は明算の検校就任が院政々権との結合によって高野を復興しようとする動きによるものと解釈しておられるが、周知のごとく高野山と院政々権との関係は次の鳥羽院政と覚鑊の活動にいたって一段と深まるのであつて、明算と覚鑊とは一は正統の密教々学他は新興の念仏思想とその立場を異にしつつも、院政期における高野山復興の双壁と目されるのである。

明算が卓越した存在であつたことは以上のとおりであるが、ここで注目すべきは、『元亨釈書』に明算が「姓佐藤氏、紀州神崎人」であつたと記されていることである。この点をさらに詳細に語るのは『高野春秋』であつて、その治安元年(一〇二二)の条に、

三月日。佐藤尼誕_ニ生于州田中庄神崎_一。雑号_ニ明算_一、詳于竜光院譜并竜藏院錄。起_一。今_ニ神崎_一号_ニ竹房村_一。遺跡現存矣。定誓師適往謁_ニ座父佐藤氏_一而盟_ニ掃山_一。是依_ニ遙望_一見村上一片白氣、慕_ニ之_一神崎村、孩啼聲感_ニ宵聞_一彷彿愛染之咒響_ニ甲也。算家譜云、治安元年春、一時上人欲_ニ遊_一麻生津山頂路。西当_ニ神崎_一邑上一有_ニ一片瑞雲_一。直_ニ認_一行臨_ニ神崎_一渡口、淵底現_ニ行字_一。涉_ニ紀川_一入_ニ父家_一、語_ニ父母_一以_ニ事_一、而_ニ頻_一乞_ニ与_ニ新_一産子_一。不_ニ得_一已、父母許_ニ隨_一之。爾來長元四年、算見_ニ十一_一歳、上人迎_ニ取_一之、而_ニ擲_一青_ニ于_ニ東室_一。果成_ニ人_一法_ニ興隆_一之_ニ備_一也。其再興_ニ之行_一跡、至_ニ後々_一、詳_ニ悉_一焉。且_ニ又_一備_ニ明_一如_ニ中院_一御房_一也。

- とみえる。釈書と春秋とを彼此照合すれば、
- ① 明算が紀州田中庄の神崎すなわち現在の和歌山県那賀郡打田町大字竹房に、佐藤氏の児として生まれたこと、
 - ② 祈親上人定誓が麻生津峠より瑞氣を見てこの児を発見したこと、
 - ③ 十一歳にして定誓に迎え取られたこと、
- 以上の事柄が明算の出生について伝えられていたことが判明する。

なお春秋の著者懐英には、別に『明算大徳伝』の著がある。高野山大学図書館で披見したところによれば、外題に「明算大徳伝」、内題「校校明算阿闍梨伝 懐英闍梨誌」とあり、「享和辛酉四年八月下旬中院一流伝受_ニ初書_一写_ニ之_一予州沙門滋雲本意」の識語を有する。正徳四年臘月の発光院辨仙の跋文によれば、元禄元年夏六月、竜光院住職有算の命によって門生懐英が事に当り、史料の欠を補うために「或便_ニ口碑_一、或蹈_ニ産地_一」むこと三十余年にして成ったという。その明算の出生および登山についての記述は無論春秋よりも詳密であるが、特に異なる所はない。

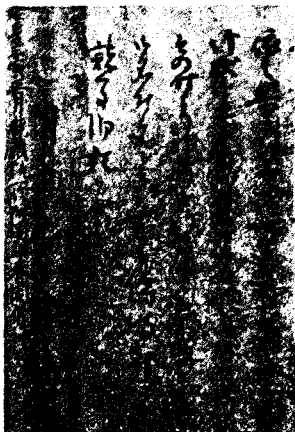
さて紀州田中庄が摂関家領で、西行の佐藤氏が摂関時代よりその預所を勤め、おそらく私領を開発して在地に勢力を張り、以って西行の兄弟仲清、甥の能清に及んだことは、前稿に述べたところである。故に明算の出自が紀州田中庄神崎の佐藤氏であったとすれば、これはまさしく西行の同族であろう。ただし『尊卑分脉』その他西行の系譜には、明算の名を記すものがないようである。そこで、釈書および懐英の伝える所が確実な史実であるか否を判断するには、懐英の引勘した史料すなわち竜光院譜・竜藏院縁起・算家譜・中院御房伝と懐英のおこなった実地踏査の跡と

を合わせて検証しなければならない。

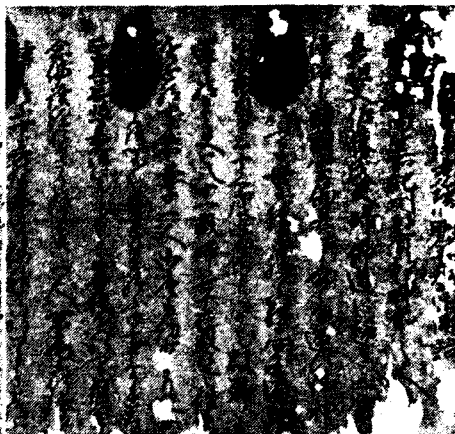
まず史料については、竜光院譜・中院御房伝・算家譜とも同題の書物は管見に入らない。⁽²⁰⁾ 明算の住した中院すなわち現在の高野山竜光院には、『中院御房住職歴代記稿』という冊子が所蔵されている。「寛政五年六月住持伝雄書」竜光院丈室」という序があり、「第一世根本高祖弘法大師」より「第十六世明算」を経て第五十一世伝慶までを同筆の楷書で記し、次に「第五十二世伝雄小伝」を「寛政十一年臘月一日補陀洛院性海六十八書」自坊丈室」とし、以後歴代書き継がれて第五十八世心猛伝に及ぶ。心猛の入滅は明治三十九年である。この序文と筆跡よりして、本書は寛政の伝雄の撰になることが明らかであるから、勿論懐英の利用した竜光院譜や中院御房伝そのものではない。しかし伝雄の用いた史料の中に、右の二書あるいはこれに近い内容の書物があつた可能性は否定できないであろう。そして『中院御房住職歴代記』も第十六世明算については「州之那賀郡神崎邑^{今改云竹房}佐藤氏人」と記している。⁽²⁰⁾

懐英の引いた諸書のうちで「竜藏院縁起」のみは、管見の及ぶところ二部伝存している。一本は竜光院に所蔵され、私は昭和四十九年秋中院住職森寛殿氏の御好意によつて拝見した。外題「神崎山竜藏院縁起」と記された墨付十六枚の小冊子で、内題に「竜藏院明算和尚伝語」と記し、巻末に「天保五午年五月令^二他筆写^一之、中院増広」の識語がある。他の一本は和歌山県那賀郡粉河町の木村雅一氏所蔵の「高野山竜光院明算和尚伝語」と題された卷子本である。

この本の所在は打田町の山田毅氏によつて報ぜられ、私は昭和五十年三月末山田氏の案内により木村家を訪ねて拝見した。書風よりして室町時代後期の写本と思われるが、「月日 竹房□」とあるのみで奥書はなく、末尾に異筆で「延享三寅正月竜藏院一代阿闍梨春同修補之者也」とある。木村家の老母の談話によれば、数代以前に竹房の神崎氏より嫁入りした女性が持参したもので、昭和初年に修補を加えたよしである。延享の補修の際か昭和のそのの際か分らないが天地を縮めたために、末尾の「竹房」の下の一字(?)が不明となっているが、本文には欠ける所がない。二本に



(尾)



(首)

高野山亀光院明算和尚伝語
粉河町 木村雅一氏蔵

は間々転写の間に生じたと思われる異同がみられるが同系統に相違なく、懐英の利用した本も中院増応書写の原本も、共にこの木村家本ではないかと推定される。

縁起の内容は、はなはだしく伝説的である。かいつまんで言えば、明算和尚は紀州那賀郡神前の人である。祖父佐藤氏夫妻は信仰あつく四国遍路三十三回まで成就して往生した。女子一人が孤となったが、ある夜日輪の懷中に飛び入る夢をみて懐妊し、男子を生んだ。たまたま高野山の持経上人(定誉)が粉河寺の観音に百日詣でて麻生津峠で休んでいたところ、神前村に「あびらうんけんの五字」の形をした煙の立ち上るをみて神前に来、母に請うて子を山に登らせることにした。この子は三、四歳より不思議なことが多かったが、七歳の時持経上人に伴われて山に登り、出家して明算と号した。二十三歳で中院御房を上人より付囑された。

以上が明算の伝に関する部分であるが、次に竜光院および竜蔵院に説きおよび、大塔の傍の池から童子が出て来て明算に侍し、やがて法を授けられ長大の竜となって池に入ったので、以来中院を竜光院と号するに至ったこと、明算が誕生の地神前に伽藍を建立して住居としたこと、明算作の本尊や愛染明王がいまにこの竜蔵院にあること、神前を現在竹房というのは、昔弘法大師が竹の枝を立ててわが法を興す人がこの里に生れると予言したので、明算がこれを知りて神前を竹房と名付けたこと、以上のごとき事が記されている。

これらの内容のうちには、懷英が採用しなかった伝説もあるけれども、釈書や春秋を修正増補するほどの手掛りは得られない。そもそも縁起原形の成立は早くても『元亨釈書』当時をさかのぼらないと思われるから、考証の有力な材料とは勿論なり得ない。ただし、釈書・春秋・縁起が一致して伝えるところの、明算が佐藤氏であり田中荘神崎いまの竹房に生れたという点は、竹房と竜蔵院の現況を踏査した知見からしても信ずるに足るようである。『明算大徳伝』によれば、明算は承保二年(一〇七五)「為_レ薦_二待_レ怙_一之_レ願福_二に生_レ縁の地神崎村に一寺を建立したが、「為_レ此地境也、東有_二高林_一、日本河_{今云}紀川_漲林頭、其岸壁_二二丈有余、河水自_レ是左右相挾流_案中世已_レ来堰_二埋北流_一成_二公、一河分_二兩端_一村落絶_二四隣_一、嶼地平々東西悠々、本自_レ為_二清淨無垢之勝区_一、林尾有_二爺家_一、就以_レ為_二寺地_一、別立_二一堂_一安置自作之愛染、号_二愛染寺竜蔵院_一」したという。ここに懷英の達文を以って述べられた景觀は、現在も踏査によってほぼ確認することができる。

和歌山県那賀郡打田町すなわち古えの田中荘は、紀ノ川にむかつて緩やかに傾斜する平坦な土地であるが、その東南端に位置する大字竹房の地は、やや高まって紀の川北岸に突出し、一帯は「神崎山」と呼ばれている。紀ノ川の水面からはおよそ十五米か二十米、堤防にまもられて今は蜜柑畠となっている川原からも優に十米以上も高い河岸段丘で、洪水の危険は全くなく、古く寺地と定められたのも当然と思われる。竜蔵院の寺域は広がったが大部分住宅や畠

となり、今は断崖に臨んで三間四面の堂一字が存するのみである。⁽³¹⁾そして竜光院の隠居寺として檀家を持たなかったために、今は兼務の住職がまれに来る無住に近い状態であるが、竹房に七、八戸存する「神崎氏」等によって維持されている。すでに『明算大徳伝』にも、

予曾詣^ニ彼寺^ニ掃^ニ旧地^ニ今亡。当住利縁。有^ニ口碑^ニ而已。唯本尊愛染木像与^ニ大師明神荒神三幅^ニ相残焉。頃年再^ニ與堂宇^ニ安^レ之。算師末裔連綿今猶存、改^ニ佐藤^ニ為^ニ神崎氏^ニ。利縁亦其種類也。

とあって退転の状況を知りうるが、いまの竜蔵院には本尊愛染明王の小像が厨子の中に安置されているのみで、三幅の絵像は所在不明となっている。⁽³²⁾

竹房の旧称神崎を苗字とする神崎氏は、現在の七、八戸が別に親類付き合いをしていない所からみても、古くはかなり繁栄した大族の名残りとして推定される。しかし一族中の長老である七十三歳の神崎操氏も、神崎氏の本姓が佐藤であったという懐英の所説を裏付ける伝えを承知していない。思うに懐英の当時はなお歴代の住職を佐藤氏が継承していたのに、いつの頃からその事が廃れ、したがって祖先に関する伝承も失なわれてしまったのではあるまいか。ただ竜蔵院の裏手の断崖の半腹に神崎氏一族の墓地と井戸があり、その辺が明算誕生の屋敷跡と伝えられている点は、まさしく懐英の記述と符合するのである。

なお高野山における明算付法の弟子の随一で北室院に住し、師の後を継いで検校となった良禪も、師明算と同じく「紀伊国那賀郡神崎人」で「俗姓坂上氏」と伝えられている。⁽³⁴⁾しかるに、いま竹房には坂上道があり、数戸の坂上姓が現存している。この事実は、明算が故郷神崎から在地の豪族坂上氏の子を高野山へ登せて弟子としたことを証するものであろう。

現地における以上の知見からすれば、明算が紀伊国田中荘神崎に生まれ、そのゆかりの地に竜蔵院を創建したとい

う『元亨釈書』以下の所伝は、まず信用すべき事実と考えられる。私は西行が高野山に三十年間の深い関係を結ぶに至った契機の一つとして、西行が幼少の時から在地田中荘の竜藏院を通じて同族の先人明算阿闍梨に敬慕を寄せていたことが考えられるのではないかと思うが、それはともかくとしても、高野山内において西行自身の信仰に近い真言念仏の徒と明算によって中興された密教々々の徒が対立抗争をきわめている状況に対して西行が深い憂慮を抱き、両者を和合せしめる手段として蓮花乘院の勸進を企てたのは、まことに注目すべきことではなからうか。そして明算との同族関係は、こうした和解の仲介者としての西行に対して両者ともに金剛峯寺方の信頼を生む、有力な原因となつたと考えられる。

私は以上の考察によって、五来氏挙示の論点⑧すなわち蓮花乘院の創建・移建および南部荘寄進の勸進は、前章で確認した数種の勸進活動の棹尾を飾るものと考ええる。もとよりこの勸進に当って西行が旧主徳大寺家のゆかりを活用していることは石田吉貞氏の指摘された通りであるが、勸進の素志の深さと規模の大きさからして西行の勸進能力はまことに卓抜なものがあつて、在俗当時のゆかりによってちよつと傍らから便宜をはかった程度ではないのである。

注

- (1) 五来重『高野聖』一六七ページ
- (2) 石田吉貞『隠者の文学』一三九ページ。
- (3) 「円位書状の執筆年代について」(『日本歴史』昭和五十一年四月号に掲載予定)
- (4) 五来氏前掲一〇〇ページ
- (5) 和多昭夫「中世高野山教団の組織と伝道」(『日本宗教史研究』一所収)六三三ページ
- (6) 『百鍊抄』に承元二年(一一〇八)九月十八日薨「御年六十四」とみえ、逆算して久安元年(一一四五)の誕生。
- (7) 相田二郎「高野山領紀伊国南部荘の研究」歴史地理四六巻二・三・四号

(8) 角田文衛氏前掲二六一ページ

(9) 田村悦子氏前掲四七ページに詳述がある。

(10) 同上四六ページ

(11) 和多昭夫「中世高野山の僧侶集会制度」(密教文化四五・四六合併号)三五ページ

(12) 全文は左の通りである。制規のすこぶる微に入り細にわたった様をみるべきである。

蓮花乘院

五十箇日伝法会間条々事

〔不〕
〔レ〕出_レ故障_一、或行_レ湯屋_一、或有_レ令_レ遊行_一之輩_者、速可_レ出_レ会衆_一事、

〔不〕
〔レ〕為_レ寺家大事_一、京上或遠向、并_レ親師匠之重病葬家、及自身之重病、於_レ有_レ如此事者、雖_レ五十箇日、可_レ免_レ除不参_一、但

若彼葬家談義以前出来者、四十九日之後者、可_レ令_レ参勤_一事、

〔不〕
〔レ〕葬家齋僧、他所ナラハ四十九日免除、寺家ナラハ卅五日以後可_レ参堂_一、

一 依_レ讒言無実等事_一、不慮擬_レ蒙_レ重科_一之時、或依_レ上召_一上洛、或雖_レ不_レ召、為_レ披_レ子細_一、住京涉_レ旬月_一、於_レ如此事_一者、雖_レ五十箇日_一、同可_レ免除_一、

一 依_レ住坊私領等之相論_一、設雖_レ可_レ令_レ上洛_一、座役勤仕之後、可_レ免_レ彼暇_一、有_レ火急之状_一者、為_レ散_レ不審_一、可_レ令_レ披_レ露諸衆之中_一事、

一 可_レ停_レ止会中之大灸治_一、若難治之急病出来、可_レ出_レ誓状_一事、

一 相_レ当_レ大会之節、有_レ出_レ譴訴_一之輩_者、無_レ左右_一可_レ出_レ会衆_一事、

一 祖父祖母養父養母之重病并葬家事、若有_レ重恩_一者可_レ免_レ除之_一、但寄_レ事於左右_一、有_レ退_レ参勤_一之輩_者、早為_レ不審_一、可_レ備_レ起請文_一事、

一 有_レ難_レ去大要_一者、可_レ免_レ除_レ十箇日之暇_一、但同可_レ捧_レ誓状_一事、

一 不_レ参及_レ三度_一者、早可_レ出_レ会衆_一事、

以前条々、依_レ諸衆之評定_一、所_レ定置_レ如件_一、抑為_レ兩界之諸尊并常住之仏陀証明_一、諸衆同心定置訖、是偏為_レ與_レ高祖之遺法_一而難_レ慈尊之出世_一也、仍雖_レ經_レ未_レ來際_一、永可_レ乱_レ此状_一、若有_レ違背之輩_一者、速可_レ出_レ会衆_一、以勿_レ違失_一矣、

貞永元年 壬辰六月 日

行事 山籠在判

執行代阿闍梨在判

学頭 阿闍梨在判

学頭 阿闍梨在判

檢校法橋上人位在判

(大日本古文書
高野山文書二)

- (13) 建武元年に後醍醐天皇の勅願によって愛染堂が建立され、供僧七十二口、学侶百二十人を以って不断愛染護摩供ならびに長日談義が勤修されることになり、これを蓮花乘院の本会に対して新会といった(和多昭夫「中世高野山の僧侶集會制度」三五ページ)。その運営は會衆集會評定によっておこなわれ、学道の問題とともに料所南部荘等の檢注等の案件についてもここで決せられたが(同上)、室町時代の実態はすでに「(1)荘官の監督任免(2)年貢の徴取督促(3)庄内の治安維持・農民の統制等、個別的な、しかも常則的な莊園事務が大部分を占め」、「講會其他の宗教行事に関する事項も協議されたが」それは形式的であった(豊田武『改訂日本宗教制度史の研究』一八三ページ)。そこに時勢の推移をうかがうことができるが、ともかく中世を通じて蓮花乘院の山内における地位は高かった。

(14) 拙稿一五ページ

(15) 井上光貞氏前掲第四章第一節

(16) 同上三五九ページ

(17) 拙稿七ページ以下

(18) 詳細は別稿を期すが、西行は佐藤氏の嫡男で、十五歳にして内舎人(除目申文抄)次いで数年後兵衛尉に任じていた。後に弟仲清が内舎人に任じ田中荘預所となったのは、兄義清(西行)の遁世によりその跡を襲ったものと思われる。

(19) 相田氏前掲一四二ページ

(20) 同二六七ページ

(21) 『玉葉』治承四年九月三日条以下および『吾妻鏡』文治元年二月二十一日条以下。

(22) 五来氏前掲二〇七ページ

(23) 「円位書状の執筆年時について」

(24) 『宝簡集』二十三には、前引の春日局消息の次に左の一通の消息が収められている。

⑤ 「カスカトノニハコノ三位トノハア子ニテ候ケリ、

コレハカスカトノ、御ヲトウトニ三位殿ト申テ宮ニ候ハセ候女房ノ文也」

①ひさしくおほせられねハ、おほつかなく候ほとに、うれしくこそ候へ、いつかのほらせおはしますへく候、けさんにぞ、かやうのことも申候へきに、まづ申候なり、②ミなへのことは、れん花せうゐんにまいらせさせおはしますにしかは、なにしにかたかへおほしめさん、御よせふみはまいらせさせおはしますにき、御券はきた有しも、みさうにて候へは、もんその宮に候はぬもあしく候ひぬへければ、みくらにおかれて候なり、かやうのものさはかしくのみきこえ候へは、しつまり候なんには、申させ給はんこそはより候はんすらめ、③こゝせんのしおかせおはしましたらんにてたに、よまたかひ候はし、まして御みつからの御ふみなと候へはさうの候はしとこそはおほへ候へ、④なにこともほらせ給ひて候はんに、こまかには申候へし、

この文書、端裏に春日局の姉妹で五辻齋院女房であった「三位トノ」の消息であると記されている(⑤)。③に「こゝせん」(故御前)というのは春日局を指すと思われるから、春日局の没した治承四年六月(吉記治承五年六月六日衆)以後に出されたものと考えられる。そして①④によれば、受信者は高野山に住し、時に京に上って五辻齋院家に参上することもあった僧侶かと思われる。一時期前の春日局と西行との関係が、この三位局と受信者との応酬から彷彿とうかがわれるようである。ここで三位局は「かやうのものさはかしくのみきこえ候」と記しているが、これは蓮花乘院長日談義等によって抗争が一時下火になった後も、高野が依然きびしい対立の場であったことを示す。西行の高野退散もこの情勢に関係があるのかも知れない。なお南部荘は、約束のごとく承元二年九月十八日の五辻齋院薨去(抄)後高野山領となったが、下司職は依然熊野別当家の手中にあったと、相田氏(一四二ページ)は解しておられる。

(25) 『高野山千百年史』七五ページ

(26) 井上光貞氏前掲三三九ページ

(27) 赤松俊秀「寛饒とその時代」『統練倉仏教の研究』所収)

(28) 高野山の各院家の蔵書の大部分は高野山山大学図書館に寄託されているようであるが、同館の目録からは検索できなかった。

- (29) ただ『南山中院諸祖伝譜』(高野山大学図書館蔵)に、「中院流始祖明算紀州政所大谷人或産那賀、郡竹房也、未詳氏族」云々とみえる。この書物は文政三年の阿州徳府万福寺現住法印景観の奥書があり、それによれば原本は維宝阿蘭梨の撰するところを弟子が宝暦七年二月書写したものである。近世中期に至ってこのような異説があらわれた理由には想到しえない。
- (30) 地名を検するに、竹房の北方国分寺の東方それぞれ約二キロの辺に、東西に走る農免道路の北側に沿って「——坪」と称するものが十か所ほど続き、その西に接して「下司明」がある(現在下司明の南半分は打田中学校の敷地)。またその南と、西方の中井阪に「八王寺」の地名があり、これは関白師通の母が田中荘を比叡山の八王寺社に寄進したという『平家物語』および『執政所抄』の記事に関係あるものと考えられる(前稿二二ページ参照)。ちなみに中井阪の八王寺社はすでに退転したが、社殿跡は土質が周囲と異なる赤土のため明らかに区別されるという。荘園研究者の調査が望まれる地域のように思われる。
- (31) 堂の正面右手に、明算の石像を安置した石祠があり、背面に「安政六己未七月建立／竹房／堅兵右衛門／同弟良恭／□」と記されている。風化してたやすく判読できない部分がある。堅家は現在竹房の総代を勤めているよし。
- (32) 『明算大徳伝』には、「算師晩年毎冬極寒深雪之時、下自中院樓息此寺」とある。
- (33) 堂内には近隣の廃寺から集められた仏像が雑然と置かれている。その美術史的価値は私には判断できないが、近年の和歌山県による調査では、格別報告された文化財はなかったよしである。
- (34) 井上光貞氏の日本思想大系『往生伝・法華験記』の解題によれば、『高野山往生伝』は「元暦元年以後まもなく書きはじめて、文治三年以後まもなくして稿畢つたものであろう」とされ、明算と竹房との関係を記す『元字釈書』よりも一段と古い。その記事はほぼ信すべきであらう。

むすび

二章にわたる考証によって、西行には勸進活動がしばしばあったことをほぼ確認することができた。本論文の出発点とした五来重・石田吉貞両先学の論争に関していえば、五来氏の挙示された論点の多くを肯定したことになるが、

しからば西行が「典型的な初期高野聖」で作歌はその「副産物」にすぎないとする五来氏の観方をそのまま承認するかといえ、かならずしもそうは言えない。大づかみに私見を言えば、西行にはやはり勸進聖という範疇におさまり切れない部分があり、むしろそこにこそ歌人西行の達成をしからしめた所以があろうということである。

そもそも西行が「聖」ないしは「上人」と称せられる種類の遁世者であったことは疑う余地がない。それには何よりも、同時代人の西行に与えた呼称が直接の証拠となるであろう。左大臣頼長が日記に「西行法師」と記していることは前に引いたが(台記康治元年三月十五日条)、後京極摂政良経の『秋篠月清集』にも「西行法師」(統国歌大観二二三二)とある。すなわち顕貴の身分の人々の西行に対する呼称は「法師」であったが、その他はほぼ「聖」「上人」に定まっていた。歌交ふかい俊成の『御裳濯河歌合』判詞に「上人円位」、同じく『長秋詠藻』に「西行・西住などいふ上人共」(統国歌大観二二七)、「西行法師」(四〇〇)、「円位聖人」(六九二)、「円位ひじり」(七四六)など、歌道の後進慈円の『拾玉集』に「円位聖人」(二九六四)、「円位上人」(五二二三・五二二)、歌道の門人蓮阿(内宮祠官荒木田満良)の『西行上人談抄』の本文冒頭には「西行上人」、以下随所に「上人」とあるなどは、その例にはかならない。井上光貞氏の所説のごとく、↑「聖・上人などの宗教的身分呼称」は摂関末期を経て院政期に入る頃、「社会的通念として広く普遍化してきた」ものである。学僧でもなく僧位僧官とも無関係の遁世者西行がこの範疇に属したことは言うまでもなく、「西行上人」という呼称は当時の社会通念の当然の現われであった。西行はたしかに聖ないしは上人である。

ただし五来重氏は、聖の性格として「隱遁性・苦行性・回国性・呪術性・集団性・世俗性を指摘し、しかも「これらの諸属性はすべて勸進に結集されて社会化する」という立場をとっておられる。これはすこぶる独創的な見解で著書『高野聖』の大きな魅力の根源でもあるが、しかし当面の西行に関するかぎり、聖イコール勸進聖とすることが完全に妥当かどうか、一歩退いて考える必要があるように思われる。この点について、中ノ堂一信氏の論文「中世的

『勸進』の形成過程⁽³⁾における厳密な概念規定は、きわめて有益な示唆を与えるものである。氏は重源の東大寺大勸進職補任を以って真の意味での「中世的勸進」の「出発点」とみ⁽⁴⁾、そしてその前提として勸進の諸段階を規定される。元来法華経その他の諸經典にみえる勸進の語義は「善行をすすめ仏道に入らしめること」を指したが、わが國においては勸進は通常「物質的喜捨を得る経済活動として、さらには寺院の修造費用調達の一行為」として理解された。しかし慶滋保胤の『日本往生極楽記』などにみえる用例ではまだ勸進はすなわち「布教」の意味で、経済活動へと意味内容が変化していない。語義の変化は「当時の聖たちのありかたと不可分の関係を有していたと考えられる」が、市聖空也や皮聖行門のごときはまだ「いわゆる勸進活動にたずさわる『勸進聖』ではなかった」のである。しかるに「こうした聖たちの中から勸進活動に従事する勸進聖なるものが出現してくる」時点は、中ノ堂氏によれば「一一世紀後半」で、初見は承保二年(一〇七五) 珍皇寺所司大衆解案^(平安遺文)であるという。その後「続々と出現」した勸進聖の生活形態と活動については氏の述べるところは、五来氏が勸進聖の属性として説かれたところと多くの共通点をもつものなので、煩を厭うて紹介を略したい。

ただ私は氏の行文の中でとくに、「おそらく当時の勸進聖は、日常的には人々の喜捨を乞いつつ生活し、特定の修造に参加することによりその余剰利益を得て活動していたのではないだろうか」という点、「勸進聖の諸活動を経済的に支えた社会層は地方に土着した受領層や地方貴族たちであり、決して一般民衆のものではなかった」という点、修造において「もっぱら資金面を担当する場合と造営工事そのものにも関係する場合」があり、また「大規模な勸進活動に際しては、(中略)勸進聖集団を形成」する場合もみられたが、「未だ、勸進聖が全面的に修造事業を請負うまでに成長していない」という点、さらに平安末期の高野山における大塔等の修造に「勸進活動が正式にとり入れられたこと」の歴史的意義は大きい」とし、これを「重源の勸進活動を認める社会的背景は成立していた」として

理解する点などを、注目したのである。何となれば、こうした中ノ堂氏の見解は、五来氏が聖を一律に勧進聖として把え、しかも平安時代から鎌倉時代にかけての勧進の変化・発展をあまり肌目こまかに歴史的に段階付けられなかった処理方法を補正すると考えられるからである。

さて中ノ堂氏の論文を参考にしつつ、西行の聖的性格に立ちかえってみればどうであろうか。西行がしばしば勧進をおこない、しかも歴史的意義の大きいとされる高野山における寺塔修造や重源の著名な東大寺勧進にも参加していることは言うまでもない。しかし彼の勧進活動の主たる対象は庶民はおろか地方豪族や受領層でもなく、より上層の院宮権門であった。また彼自身の衣食の資を勧進によって得られる喜捨に求めなければならない境遇ではなく、修行の方式としてまた上層貴族との縁によって従事したものである。故に東大寺勧進への参加も「重源との個人的約束によって実行せられた活動」で、「大勧進職保有者たる重源のもとで編成・組織された勧進集団」(中ノ堂氏は両者を区別し、後者にこそ中世的勧進そのものの成立をみるのである)に所属したわけではない。すなわち完全な一匹狼である。また高野山との関係も、三十年にわたって完全に高野山を生活の本拠と定めていたわけではないようで、かつて川田順氏も「高野に止住して折々京都に出たものか、洛中洛外に隠棲して屢々高野に行つたものか、今日いずれとも立証することは不可能事に属する。」⁽⁶⁾とされたが、要するに京と高野を随時往復していたのであった。この間にしばしば吉野に入つて草庵を結び、あるいは遠近諸方に「修行」の旅をしたことを高野止住の反証とすることは余りにも杓子文規であろうが、少なくともいま高野山の大会堂の隣りにある「三味堂」が西行住房跡と伝えられる⁽⁷⁾ときは、『紀伊統風土記』や五来氏が信用されたにもかかわらず容易に事実とみるわけにはゆかない。つまり西行は高野山の某々谷に群集していた多くの聖たちと始終同居し、完全にその性格を共通にしていたとは、到底考えられないのである。

以上のごとく見るならば、西行における勧進はその遁世生活の中で随時自由に選択された行為なのであって、衣食

のため必然的・恒常的に没頭せざるをえなかった生活形態ではないのである。行為も度重なれば生活となるわけであるが、しかし西行の遁世には本来仏道への志向以上に数奇への志向があり、両者の対立と融合の両面を柔軟にとらえることは、西行伝記の方法論として忘却すべからざる要点であろうと思う。この点からして、西行を高野の勸進聖の典型とし、作歌は勸進のための回國の「副産物」にすぎないとする五来氏の所説は、氏の着眼の獨創性に敬服することとは別個に、容易に肯定できない一面性を含むのである。なお又五来氏が勸進聖の世俗性を極力強調され、西行のそうした面をくわしく述べられたことも傾聴すべき所であるが、『高野聖』の叙述には西行当時における十分に宗教性をもった勸進聖と、後に時衆の影響等によつて起こる勸進聖の量的膨張ともなつて進んだ著しい俗化・墮落を、不用意な読者に混同せしめる危険性をもつと思う。勿論氏は「はしがき」に、「高野聖もその発祥においては道心ある隱遁者が多かった」ことを十分に説いておられるのであるが、なお「あとがき」における「この無知厚顔な高野聖の群」などといわれる言葉の方がいささか過度に印象付けられる。石田吉貞氏がそうした言葉のどぎつさに反撥されたか否かは私の知るところではないが、氏が西行を以つて「普通の世俗的・職業的な勸進聖」とは到底考えられないとされた点に、氏の論証の不十分なるにもかかわらずなお半面の眞理を認めざるをえない。

しからば西行は結局いかなる存在なのかと問われるならば、私はさし当り「数奇の遁世者」であると答えておかなければならない。かかる範疇に属する遁世の生涯において、西行はおのずから時代の風潮たる勸進をしばしば行ない、「普通の」勸進聖たちとも接触したのである。従つてその遁世の全容を明らかにするためには、数奇の遁世者の長い系譜や西行における数奇の行為の具体相、数奇と仏道との関係など多方面の問題に触れなければならないのであるが、それは当然稿を改めて説くべき主題である。欄筆に當つて、竹房と竜藏院の調査に多大の助力を賜つた紀ノ川高校教頭山田毅氏と打田町の神崎操氏、および貴重な史料の閲覧・紹介を許された高野山竜光院住職森寛嚴師・粉

河町木村雅一氏・高野山大学図書館ならびに写本につき教示を賜った文化財調査官山本信吉氏に深甚の謝意を表明する。
(昭和五十年九月十日稿)

注

- (1) 井上光貞『日本浄土教成立史の研究』二二〇ページ。なお井上氏はその後『日本古代の国家と仏教』において聖と上人には区別があるとし、前者は「苦行などによって得られた験力の故に」また後者は「主としてその徳行の故に」かく呼ばれたとされ、「ふつうの念仏者はおおむね上人とよんで、聖とはいわない」とも指摘された(二二五・二四〇ページ)。勿論これは「おおむね」のことであるが、西行の場合は念仏者である一方に大峰行者などの側面をもつので、両者のどちらとも呼ばれる性格をもっていたといえよう。しかし基本的にはやはり「上人」である。
- (2) 昭和五十年刊の増補版(五九ページ以下)においては、「唱導性」を加えられた。
- (3) 『中世の権力と民衆』所収。
- (4) この点については、なお中ノ堂氏の「東大寺大勸進職の成立―俊乗房重源像の再検討―」(日本史研究一五二号)参照。
- (5) 前掲注(4)論文四三三ページ
- (6) 川田順『西行の伝と歌』八七ページ。氏は『高野中心時代』に異論ある人といへども、『高野往来時代』とすることに反対出来まいと愚考する」と記しているが、私も「往来時代」といった所が妥当であろうと思う。その徴証はいろいろあろうが、たとえば『新古今和歌集』卷十六雑歌上に、法橋行遍が定家に「歌の道には志深き事はいつばかりよりのことにか」と尋ねたところ、「わかき侍りし時、西行に久しくあひともなひて聞きならひ侍る」と答えたところ、その一例であろう。定家の若年時というのを、仮りに常識的に、賀茂社歌合に加わった治承二年十七歳ごろから『明月記』の記事のはじまる治承四年十九歳ごろまでとするならば、それは西行の高野時代の末期、蓮花乗院勸進当時のこととなる。この間に西行がかなりの比率で京にとどまっていたのでなければ、定家が「久しくあひともなひて」歌道を習うことはできなかったはずである。そして右の詞書は後年の回想とはいえず、定家自身が事に当った勸撰集の詞書に記されているのであるから、信憑性に富むとみることが出来る。

(7) 三昧堂を西行の住房と伝えるに至った根拠は、おそらく異本『山家集』(二〇八八・二〇八九)の左の歌であろう。

徳、大寺、左大臣の堂にたち入りて見侍りけるに、あらぬことになりて哀れなり。三条大臣歌よみもてなし給ひしこと、ただ今の御事と覚えてしのばしき心地し侍り。堂のあとあらためられたりける、さることのありと見えて哀れなりければ

なき人のかたみにたてし寺に入りて跡ありけりと見て帰りぬる

三昧堂の方へわけまゐりけるに秋の草深かりけり。鈴虫の音、かすかに聞えける、あはれにて

思ひおきしあさちが露をわけ入ればただわづかなるすず虫のこゑ

この二首は朝日本頭注にいうように「同時の歌」で、保元元年焼亡した徳大寺(百鍊抄保元元年五月二十二日参)の荒廢の跡を訪ねての感慨である。その後半だけを切り離して高野の三昧堂とするわけにはゆかない。そしてこの詞書以外に、高野の三昧堂に西行が住したらしい確かな史料は見当らないのである。

(8) 五来重『高野聖』二八ページ

(9) 同二七二ページ

(10) 石田吉貞『隱者の文学』一三七ページ

(11) 数奇の遁世者の全貌については、別稿「数奇と遁世」を近く日本風俗史学会の雑誌「風俗」に掲載する予定。